

定 款

一般社団法人日本施設基準管理士協会

平成30年1月15日作 成

定 款

第1章 名称・事務所及び支部

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本施設基準管理士協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所又は支部を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、施設基準等に関し適切な判断が出来る人材の育成をすることによって、安心・安全で高度な医療が国民に提供される医療環境をつくることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設基準及び施設基準管理に関する研究
- (2) 施設基準管理に関する資格認定事業
- (3) 施設基準管理に関する資格取得の支援事業
- (4) 施設基準に係る団体との協力事業
- (5) 学術大会、講演会、展示会等の開催
- (6) 施設基準に関する書籍、雑誌等の刊行
- (7) その他、本法人の目的達成に必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は以下の正会員とし、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を行うために入会した個人、法人又は団体

第4章 会 員

(入 会)

第 6 条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第 7 条 会員は、本会を退会しようとするときは、理由を付して理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会 費)

第 8 条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額の会費及びその他の拠出金を支払う義務を負う。

2 代表理事は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、社員総会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

3 既納の会費及びその他の拠出金は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

(除名・復権)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を戒告又は除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名された者が再び入会しようとする場合には、会員の種別を問わず、社員総会の承認を必要とする

(資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 1年間分以上会費等を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

第5章 役 員

(役 員)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、理事の互選により業務執行理事を定めることができる。
 - 3 前項の代表理事をもって法人法上の代表理事とする。

(理事の職務及び権限)

- 第12条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して職務を執行する。
 - 3 業務執行理事を定めたときは、業務執行理事が、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときに、その業務を代行する。
 - 3 理事は、理事会審議事項の円滑な検討のために、整備、準備を行う。

(監事の職務及び権限)

- 第13条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

- 第14条 役員に対しては、報酬等を支払うことができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

(役員選任等)

- 第15条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の、理事及び使用人を兼ねることができない。
 - 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事は、前任者の任期の残存期間と同一とする。増員により選任された理事は、その選任時に在任する理事の任期と同一とする。
 - 3 役員は、第11条1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 17 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 代表理事は、社員総会の決議によって解職することができる。

第 6 章 社員総会

(構成)

第 18 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額並びにその支給の基準
- (4) 事業計画並びに貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散、事業譲渡及び残余財産の処分
- (7) 前各号に準じる業務執行上の重要事項
- (8) その他法令又は定款で定められた社員総会で決議するものとされた事項

(種類及び開催)

第 20 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が代表理事にあったとき

(招集)

第 21 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない

正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、社員総会において選出する理事がこれに当たる。

2 前項の社員総会で選出できないときは、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 23 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 社員総会の決議は、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 25 条 社員総会に出席できない正会員は、委任状又はその他代理権を証明する書面を代表理事に提出し、議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 23 条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、定期理事会の他に臨時理事会を開催することができる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けた場合又は事故がある場合には、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故ある場合には、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、この場合において、代表理事は、議決権の行使を一旦留保するが、可否同数のときは、代表理事が決する。

(理事会の議事の省略)

第 32 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、理事会の承認に付し社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認に付し社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその他の内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

2 第 1 号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 定款の変更及び合併並びに解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合 併)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議により、「法人法」に定める他の一般社団法人又は一般財団法人との合併をすることができる。

(解 散)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は正会員への分配はしないものとし、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告方法)

第 42 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 11 章 事務局

(公告方法)

第 43 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事会の組織又は運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

一般社団法人日本施設基準管理士協会 定款

(沿革)

制定 平成30年1月31日会社設立

改正 令和元年10月16日 第2条（主たる事務所の所在地）の変更
及び第12章 附則の削除

令和5年11月27日

本書は当会社の定款に相違ありません。

東京都千代田区永田町一丁目11番1号

一般社団法人日本施設基準管理士協会

代表理事 田中 利男

